

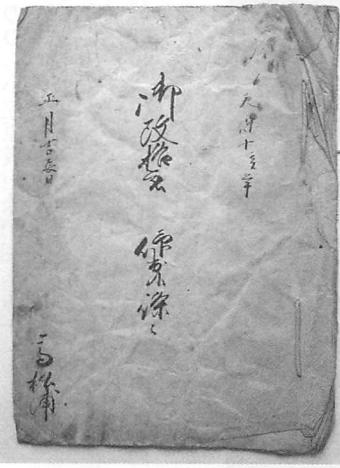
豊後佐伯藩関係資料

河野松男氏収集文書類（四）

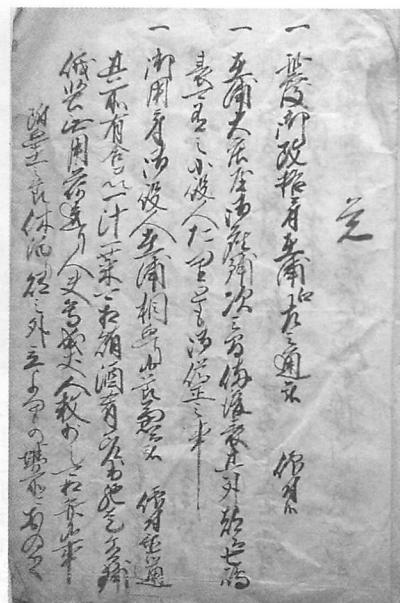
資料収集

河野松男
（会員
佐伯市城東町）

解説・編集

矢野徳彌
（会員
佐伯市本匠）おかいからく
御改格
おいでいだされそうろう
被仰出候
じょうじょう
條々

今回は、高松浦庄屋文書の中より、「御改格被仰出候
條々（天保十年亥年・正月吉辰日）」を紹介する。



読み下し文

覚おぼえ

一
此度御改格に付き
在浦庄屋御座鋪ざしき 次之間備後表びんこうひょう その外すべて七嶋表しちとうひょう
これ有るべし 小役人たりとも御停止あいまわの事。

一
御用に付き、御役人在浦相廻り候節、兼て仰せ付け置
かれ候通り其の所有り合わせをもつて一汁一菜相賄まかなう
べし。酒肴差出し馳走ちそうがましき儀堅く無用。荷送り人夫
など成る丈人たけにん數少し相わきまうべく候事。

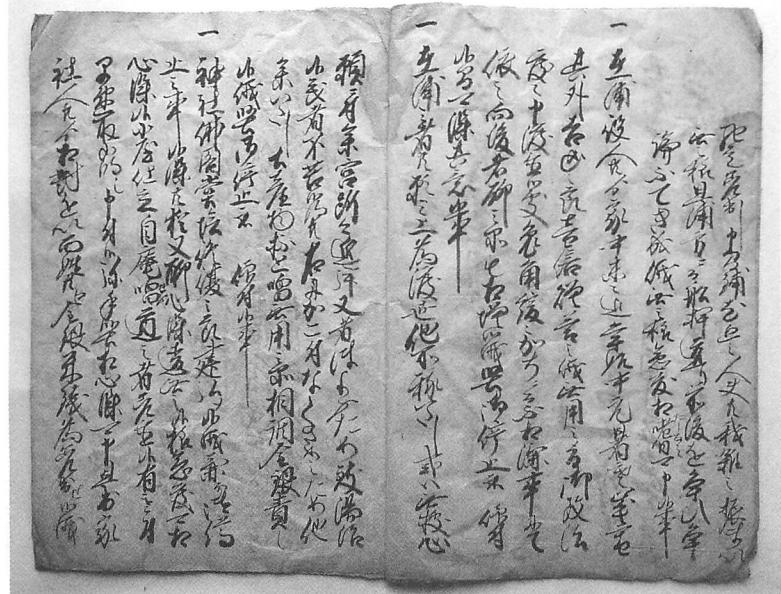
附
廻在の節休み・泊まり・賄のほか立ちよりの
場所において馳走差し出し申すまじく、尤も廻りの

人夫共我雜の振まいこれ無き様、且つ浦方にて船押送り前後を争い争論ふてきなる儀これ無き様急度相嗜み申すべく候事。

一在浦役人共より家中末々まで、年始、中元、暑寒、歳暮その外吉凶の節、音信・贈答の儀無用の旨、御政法度々申し渡し置き候處、兎角緩みがちにて相濟まざる事にて、これにより向後は聊の品も相贈候儀、堅く御停止仰せ付られ候間、その意を得べく候事。

一在浦の者共願いの上、渡世の為他所稼ぎ致し、あるいはよんどころ無き心願につき参宮・所々巡拝又は保養の為湯治致し候義は苦しからず候えども、右にかこ付けなぐさめの為他参いたし、土産物などと唱え無用の品相調べ金銀責(費)し候儀、堅く御停止仰せ付けられ候事。

一神社・佛閣・堂塔修復の節、建て弘め候儀、兼て御停止の事に候えども、猶又聊心得違いこれ無き様、急度、相心得候べく候、小屋仕立て白庵と唱道の者差し置き候これ有るに付き、早速取り崩し申し付け候。いよいよ手堅く相心得申すべし。且つ出家・社人共より相對をもつて百姓共へ金銀米錢差し出させ候儀、堅く無用に候



御役人免状これ無く候はば差し出し申すまじく候。若し心得違いこれ有り候はば、在所・名前等承り届け、御役所へ早々申し出すべく候事。

附り 田畠に屋鋪取一切無用、これまで田地に取り

障り候居宅の分は、山鼻差支え無き所を見立て、追々

引移るべく候 尤もその節御役所に断り差図を請く

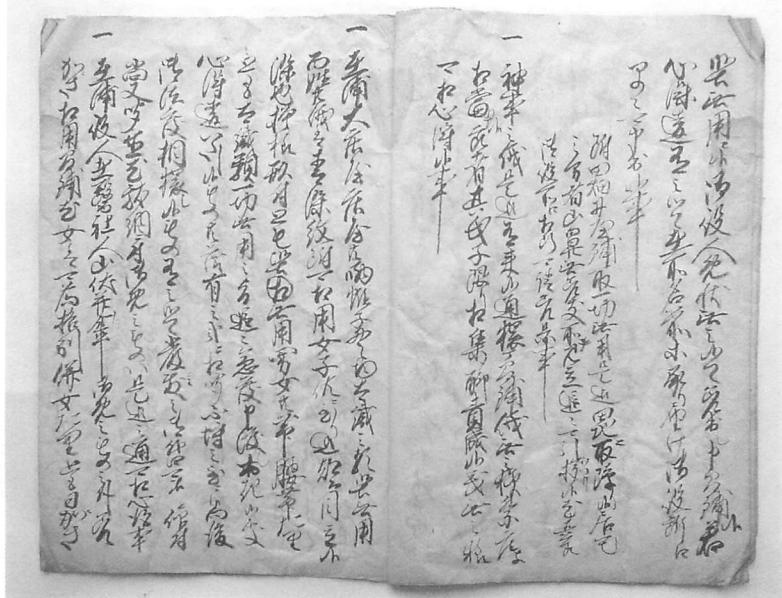
べき事。

一神事の儀、これまで有り来り候通り、猥りがましき儀
これ無き様、祭座に相当たり候節は其の氏子限り相集
め聊り責成候義 これ無き様相心得べく候事。

一在浦大庄屋・庄屋共・晒・帷子・貢物・太織の類、堅く
無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至る
まで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男

女とも帶・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々
急度申し渡しあき處、心得違いいたし候ものが共もござ
れ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥
し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべ
し、尚又聞き置く。尤も献納に付き御免のものは、これ
までの通り相心得べき事。

一在浦役人・在醫・社人・山伏 幷に傘御免のものの外



差かさ相用いまじく、尤も女は格別たるべし。しかし女
たりとも日がさ相用い候儀相成らず候

在用儀おんぎ、或然木綿金網きんじやく、其面役人おもてめんを

異所用ことじよゆう

御免ごめん、候先者まへしや者もの持手もちて奉まつり事こと

奉まつり事こと、之爲據こゝにすわ候まつり事こと也の

是これも止とどめ、通とおさを附つ事こと

一而惟ただ外化ほか候まつり事こと、候まつり事こと也の

事こと也の、候まつり事こと也の、候まつり事こと也の

一主廟いぬいを

事こと也の、候まつり事こと也の、候まつり事こと也の

木綿合羽等は在浦役人たりとも堅く無用の事。
附り 惣庄屋所小使・在浦皆合かいけいごう、諸帳面等持廻り候
事故、並の傘は格別たるべし。尤も献納けんのうに付き御免め
のものども、これまでの通り相心得べく候事。
百姓共家作の儀、兼て仰せ付けられ候通り、急度相守り
大造成普請決して仕り間鋪、隨分手軽に造作令しむべ
し、板天井・襖等堅く無用。尤も、これまで有り来り候
分はその併にいたし置き修復の節に至り、取り放つべ
し、襖は板戸いたどに取り替えるべし、以後家作いたし候は
ば、成就の上、村役人へ相断り役人とも見分致し候上
御法度に違ひ候次才もこれ有らば、取り崩し建てさせ
申すまじく候事。

一在浦百姓ども御定めの軒別之儀、いよいよ手堅く相心
得申すべし、兼ねて申し渡し置き候通り家主やしゆ・物領そりよう
孫正統の外、妻帯致させ候儀決して相成ず候。向後右御
法 度相背き候哉、あるいは納屋・小屋と竈・なべ竈
を分け候ものこれ有らば、家主やしゆのものは申すに及ばず、
家内残らず御領内住居御構がまく除帳よけちょう仰せ付けられ、その
所の役人とも不吟味の御咎仰せ付けらるべく候間
心得違いこれ無き様敬重御法度相守申すべき事。

府経下目三般をもとて全般通産を御方止
ながの内をもとめおがくは般をもとて用意
にすれ相用り也。小女たまておがくは般衣
れ接神は御きまつね用い佛事用意也。

彼女もとてもは汝名取拂り也。アリニモ
消然裏付紙箇定要用急度や汝名拂り也。
通事生事もとて拂り也。汝名拂り也。アリニモ
無事也。汝事也。

一 在浦之手賀毛禮儀

金海通産を御方止
ながの内をもとめおがくは般をもとて用意
にすれ相用り也。小女たまておがくは般衣
れ接神は御きまつね用い佛事用意也。

一 在浦のもの共、くし・かうがい・かんざし・鼈甲・
銀・水牛・蒔絵並びに目立つ髪かぎり、金銀色・尺長
いよいよ御停止、なみのぬりくし・かふがい・髪差・
真鎮・角・鯨白・たけなが相用ゆべし。小女たりとも
髪飾、衣類の襟・袖口等、絹きれ相用い候儀嚴しく御
停止の事。

附り、女はきものとも皮緒・雪駄は格別、小兒たり
とも絹緒・裏付草履堅く無用の旨、急度申し渡し置

き候處、近來在浦とも心得違いこれ有る次第、家主始

め役人とも、急度咎申し付くべき事。

一 在浦のものども、婚礼儀の節又は重立つ祝儀弘め等い
たし候はば、親類の外相招かず、銘々分限より手軽に取
り計らい、いささか大き物入りがましき儀これ無く、尤
も大酒致し醉狂に及ばず候様相たしなみ申すべき事。

附り 婚礼の節、石打・水祝い等の儀は御停止候間、
猶又心得違いこれ無き候様相守り申すべき事。

一 在浦のもの共、葬式の節大勢集まらず、分限より手軽に
取り計らい、無益之費これ無き様。その佛事・作膳のい
となみも右に准すべく候事。

附り 村浦において、身上相応のもの自身手廻り候

洪村傳承のシテモ自子手廻り候事
葬事も同様也。僧侶大勢お取て佛事
半木火出火事もあつてもあつて草事も浦傳承風



に任せ、葬式等の節、他家の僧徒まで大勢招き取り置き佛事等いたし候ものこれ有るやに相聞き、在浦心

そうと

得違い一統の礼俗を乱し相濟まざる事に付き向後、

右躰の儀これ有るにおいては、急度御咎仰せ付けらるべく候事

一 在浦紺屋共心得の儀、在浦の者共御停止の目立ち候染色あるいは手込候形付、すべて高直に相成る。注文頼み來たり候とも決して受合申すまじく、たとい他領より頼み來たり候段申し越すとも、猥りに染出し候儀は相ならず候、此儀相背く者においては、急度御咎仰せ付けられるべき事

一 在浦方之儀は、上方・瀬戸内旅人出會専取引致し候事故、在方と違い候次第これ有るべく候得共、諸事前条の趣をもつて、聊も奢りがましき儀これ無き様、質素に相心得べし、在方と違い萬事ゆるやかに仰せ付けられ候などと相心得候て、御法度相猥し候者には、当人は申すに及ばず、役人共まで越度たるべし。猶、追々吟味の者差し廻し候間、兼ねて左様相心得罷り有るべく候。

右は、これまで追々御法度筋仰せ出され候處、年満ち候えば自然と猥がましき事もこれ有るに相聞こえ候、これに依り、尚この節御改書面の通り仰せ出され候、全く下方御救い、家族養育の基厚き御趣意に候間其

の意を得奉り、末々まで洩れざる様、手堅く申し渡し御法度の趣相守るべし、この後万一心得違ひのものこれ有るにおいては、当人は勿論（まつりん）所役人共まで御咎仰せ付けられるべく候。

く候 以上

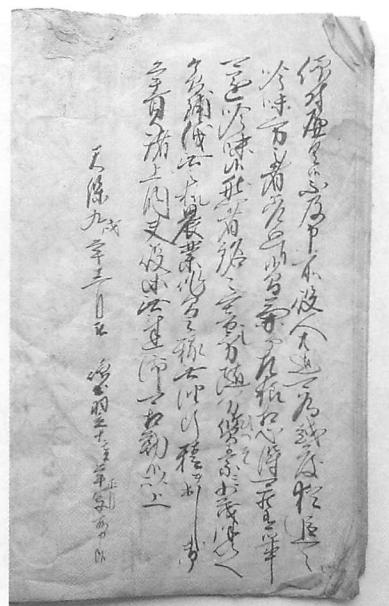
天保九成年十二月仰せ出だされ

翌十亥年正月写し取り申し候。

《文 意》

それぞれの条文は、天保九年十二月に出され村々に通達されたものである。この覚えは、天保十年正月に写し取られたものである。

一このたび、改革（格）について、村々へ次の通り達しがあつた。



一在浦（以下村々とする）大庄屋の座敷と次の間に限り畠は備後表とし、その他はすべて七嶋蘭（しちとうらん）とせよ。庄屋以下の小役人も当然（備後表を）使用してはならない。

一藩の役人が村々へ出張の際、食事は有り合わせの一汁一菜ですませ、酒肴等の馳走は出さぬ事。荷持ち持ちの人夫も、なるべく少なく配慮すること。

付けたり

申すに及ばず役人共まで越度（おつと）たるべし、猶（なお）追々吟味方の者差し廻り候間、兼ねて左様相心得罷（まか）り有るべく候事、吟味を遂ぐべく候。然らば銘々の暮し方隨分質素に、少しもつゝいえがましき儀これ無き様、農業作間の稼ぎ油断無く精を出し、御年貢・諸上納・夫役等 遅滞無く相勤むべき添いの人夫も、粗暴なふるまいを見せず、また浦方

にて、乗船の先を争い、口論・無法の振る舞いなど無きよう（村役人において）きびしくたしなめること。一村々の役人どもより、家中の末々の者まで季節・吉凶の折り、音信贈答をしてはならない。再度厳しく禁止申し付ける。

一村々の者が、生活のための出稼ぎ、心願による参宮・巡拝、保養のための湯治を願い出る事はよいが、これにかこつけて遊びのため他所へ赴き、土産などと言つて無用の品を買つたり、無駄な支出をする事を堅く禁止する。

一神社・仏閣、塔などの修理の時、拡張工事は以前から禁止されている。再度注意を促す。また小さな庵を設け当人を住まわせる事を禁止する（ただちに取り崩しを命ずる）。出家・社人が御役人免状（役所からの許可証）を持たず、相対をもつて百姓たちに寄進を求める事を堅く禁止する。もし違法のものがあれば住所、氏名を確かめ役所に届け出ること。

付けたり

・田畠に家を建ててはいけない。これまで田地に家を建てている分は、山の端など差し支えない所を選び、おいおい移るようにしてよ。その折りは役所に届け指図を受けること。

一神事はこれまで通り秩序正しく行う事。祭座に当たる時は氏子のみ集め、大きな費えにならぬよう心掛けること。

一村々の大庄屋・庄屋といえども晒帷子・貫物・太織りの類を着てはいけない。百姓たちは（礼装にも）青染め紋付を使うこと。百姓たちは女・子どもに至るまで、目立つ染色・模様・形付は堅く禁止する。男女とも帯・腰帶に太織り類は使用しないこと。以上のことは前々か

◇用語説明

- 備後表^{びんごおひで}＝広島県の尾道・福山地方から産出する畳表。
- 品質最良^{ひんしつさいりょう}といわれる。
- 七嶋表^{しちとうひ}＝イグサで織つた畳表、備後表より品質はやや下がるが堅牢。
- 一汁一菜^{いちじゅういつさい}＝簡素な食事を意味する。
- 音信^{いんしん}＝便りのことだが、ここでは音信物（贈り物）のことをいう。
- 停止^{ちよおじ}＝禁止

ら伝えてあるが、再度厳しく取り締まる」ととする。尤

も、献金により許された者はこれまで通りとする。

一村々の役人・村醫師・神職・山伏、ならびに特に許さ

れたもの外は、傘を差してはならない。ただし女は別と
するも日傘を差すことは許されない。木綿の合羽は村役
人であっても堅く禁止とする。

付けたり

・惣庄屋役所の小使、村々の皆合は諸帳面を持ち歩く

ので傘の使用を許す。献納の者で許されたものもこ

れまで通りとする。

一百姓どもが家を作る場合は、これまでの指示どおり、大きな普請は決してしないように。もし家作りする場合はなるべく手軽に造作すること。板天井や襖などは堅く禁止。これまである分はそのままとし、修復の時天井は除き襖は板戸に取り替えること。以後、家作りする場合は、完成の後村役人に届け役人どもが検査し規則に違う場合は取り崩し、建てさせてはならない。

しゃじんともいう。

相対 \parallel 当事者同士が互いに会って事を行うこと。

晒帷子 \parallel 白く晒した麻または白絹を用いた單衣もの。

もつばら夏に用いる。

貢物 \parallel 裳の裾をくくつたもの

太織 \parallel 太い糸を使った分厚い絹織物

青染紋付 \parallel 藍で染めた綿の紋付。

一村々の百姓たち、決められた軒別（家ごとの区分）を嚴格に守ること。家主（戸主）、物領（長子）、孫正統（長子の長子）の他は妻帯は決して許されない。この後法に背き納屋、小屋などに世帯を分けるものがあれば、家主はもちろん家族全員を人別・軒別の帳面より除外（村追放）し、村役人も不行き届きの責を問われることになる。

一村々の者が櫛、こうがい、かんざし等の髪飾りに、べつ甲、銀、水牛を使用したもの、蒔絵のあるもの、そのほか目立つ髪飾り、特に金銀色、尺長は格別に使用を禁止する。並の塗り櫛、笄、髪差しには、真鏡、角、鯨白、丈長で揃えたものを使用すること。小女でも、髪飾りや

◇用語説明

社人 \parallel 神社に仕える人、一般に下級の神職をいう。

着物の袖口に絹布きぬぶを用いてはならない。

付けたり

- ・女用の履き物に皮緒のもの、雪駄、小さな子どもの絹緒のもの、裏付け草履は以前より厳しく禁止してきたが、再度処罰を含め厳しく申し渡す

一村々の者たち、婚礼や重立つ祝儀のお披露目は、親類のほかは招かず、それぞれの身分より手軽く取り計らい、大きな物入りにならないぬように行なう。大酒は致さず酔狂に及ばぬよう嗜むべき」と。

付けたり

- ・婚礼の時、石打、水祝いなどは禁止しているから、心得違いしないようにせよ。

一村々の者たち、葬式の節も大勢集まらず、分限より手軽に済ませ、無駄な費ひえを避けること。仏事や作贋さくぜんも同様とすること。

付けたり

- ・自分の身分の程を考えず、葬儀などの時、他所の僧や門徒の者まで大勢招き仏事をなす者もあるやに聞く。村全体の礼儀風俗を乱すものであり、今後このようないい事実があれば厳しく処罰する。

◇用語解説

笄こうがい =もとは髪をかきあげる用具だが、近世は女の髪にさして飾りとした。

尺長しゃくなが =一定の寸法より長く作ったもの

真鑑しんぢょう =真鑑の書き誤りか。真鑑は銅と亜鉛の合金

鯨白けいはく =鯨の歯または骨

丈長じょうなが =丈の長い奉書を細かく切って元結もとゆいの上に結んだもの

雪駄せいた =竹皮で作つた草履のかかとの部分に尻鉄しりてつ、または裏全体に獸皮じゅうひを付けたもの。

石打いじうち =若者どもが新婚の夫婦に石を投げて冷やかす祝いの風習

水祝みずいわい =若者たちが新婚の夫婦に水を浴びせて冷やかす祝いの風習

分限ぶげん =身の程、尊卑そんびの区別によつて定まる身分。金持ちのことを言う場合もある。

作贋さくぜん =佛に善根ぜんこんを施すこと。仏事に寄進、あるいは追善供養をなすこと。

一村々の紺屋こうやの心得として、村々の者たちに禁止してい

る目立つ染色や手の込んだ形付け等、高価なものの注文を請けてはならない。他領からの注文であっても同じ。この決まりに背く者は厳しく処罰する。

一浦方の者は、上方・瀬戸内から来た者と接し取引する事が多い故、村方の者とは違う事情もあると思われるが、すべて前条の趣きに従い行動し、少しも華美に走らず質素を心掛けること。村方と違い萬事ゆるやかな扱いになると考へ、規則に背く者は当人はもとより役人どもまでも罰することにした。やがて取り締まりの者を差し向けるのであらかじめその覚悟でいること。

以上の事は、これまで順次規制の基本として示してきた所だが、年月を経るに従い、自然と乱れがめだつようになったと聞く。このこともあり、改めてこのたび御改革の書面を出された。全ては下々の者を救い家族を養う基を示す厚い思し召しによるものである。その意を理解し、末々の者まで洩れなく確實に決まりの趣旨を守ること。万一不心得の者が在れば、当人・役人ともに処罰する。いふまでもなく所役人の責任である。追つて取り締まりの役人を派遣するので前もつて心掛けること。調査を実施

する予定であるから、各自の生活はできるだけ質素に、少しも贅沢せず、農閑期の稼ぎも気をゆるめず、精を出し御年貢・諸上納・夫役など滞りなきよう励むべきこと。

◇用語説明

皆合=村の役所の書記を言う。

紺屋=藍染めを業とする者、後には一般に染め物屋を言う。

形付=型紙を使い染料を押して模様を付けること。または布の模様をいう。

法度=おきて、法令。禁令。禁制。近世幕府が旗本・御

家人・庶民の支配のため発したもの。